

江別市保存樹木指定解除について

樹 木 番 号	No.72	樹 種	イチョウ
場 所	東光町 29 番地 16	所 有 者	（個人所有）
解除の状況	当該保存樹木は、所有者の意向により伐採され、消失したことから、江別市緑化推進条例第 10 条第 1 項の規定に基づき保存樹木の指定を解除し、同条第 4 項の規定に基づき所有者に通知したもの。		
備 考	指 定 樹 木 指 定 平成 6 年 3 月 28 日 保 存 樹 木 指 定 平成 18 年 3 月 8 日 保存樹木指定解除 令和 8 年 8 月 31 日		

位置図



指定解除前の写真（令和 7 年 7 月 1 日時点）



現況写真（令和 8 年 6 月 1 8 日時点）



江別市保存樹木指定解除について

樹 木 番 号	No.106	樹 種	ナナカマド
場 所	錦山天満宮 (野幌代々木町 38 番地 1)	所 有 者	錦山天満宮
解除の状況	<p>当該保存樹木は、令和 8 年 1 月 2 1 日付けで、「樹体腐朽で倒木の恐れがあるため伐採したい」として、所有者から保存樹木等指定解除申請書の提出を受け、申請内容どおり状態が悪くなっていたことから、所有者の意向により江別市緑化推進条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき保存樹木の指定を解除し、同条第 4 項の規定に基づき所有者に通知したもの。</p> <p>なお、当該保存樹木については伐採済みである (写真を添付)。</p>		
備 考	<p>指 定 樹 木 指 定 平成 7 年 3 月 29 日</p> <p>保 存 樹 木 指 定 平成 18 年 3 月 8 日</p> <p>保存樹木指定解除 令和 8 年 2 月 10 日</p>		

位置図



現況写真 (令和 8 年 8 月 2 7 日時点)



指定解除前の写真 (令和 7 年 6 月 1 7 日時点)



江別市緑化推進条例（昭和 59 年 3 月 31 日条例第 12 号）

（指定の解除）

第 10 条 市長は、保存樹木等について指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその指定を解除しなければならない。

2 所有者等は、保存樹木等について保存できない特別の理由が生じたときは、市長に対し、当該保存樹木等の指定の解除を申請することができる。

3 市長は、公益上の理由その他特別の理由があると認めたときは、保存樹木等の指定を解除することができる。

4 市長は、第 1 項及び前項の規定により、保存樹木等の指定を解除したときは、当該保存樹木等の所有者等に通知しなければならない。

江別市保存樹木指定解除について

樹木番号	No.31	樹 種	キリ
場 所	湯川公園（野幌寿町 19 番地）	指定日	平成 13 年 2 月 5 日 （指定樹木への指定は、平成 3 年 2 月 4 日）
直 径	89cm（胸高周 281cm）	樹 高	15m（推定樹齢 112 年程度）
所 有 者	江別市（建設部都市建設課）		
指定理由	石狩低地帯が植栽の限界と言われ、市内では珍しい大木である。		
状 況	<p>当該保存樹木は幹に亀裂が生じており、倒木等の危険性があり、また、公園内にあるため、来園者に危害が及ぶ可能性があることから、所有者である建設部都市建設課より、指定解除及び伐採を行いたいとの要望があった。</p> <p>（参考）当該保存樹木に係る経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 9 年 治療 ・同 13 年 枯枝剪定、腐朽部治療及び土壌改良剤注入 ・同 30 年 樹木医診断で「かなり危険」との診断を得たが、貴重な保存樹木として、伐採ではなく治療により維持する方針を決定。 ・令和元年 枯れた主幹及び大枝の切除並びに殺菌剤の塗布 ・同 8 年 枝の一部分だけが生育し、危険な状態になっている 		

位置図



現況写真(令和 8 年 7 月 28 日時点)



江別市指定樹木選定 一覧表

調査年月日 令和 8 年 6 月 1 1 日

調査者 緑化専門員 喜多 啓能

NO.	樹木名	所有者	所在地	調査 年月日	樹高 (m)	直径 (cm)	クローネ 幅(m)(※)	推定樹齢 (年)	選定理由
指定候補 資料 6	シロヤナギ	株式会社 トンデンファーム	アースドリーム角山農場 (角山589番地)	R8. 6. 11	22	154	20 * 22	70	市内有数の巨木であり、壮大な樹容は、市の豊かな自然と歴史を今に伝える貴重な財産として、永く後世に継承できる。

※クローネ幅：樹木の枝葉が広がる水平方向の最長幅とその直角方向の幅の 2 方向を測定し、算定する。

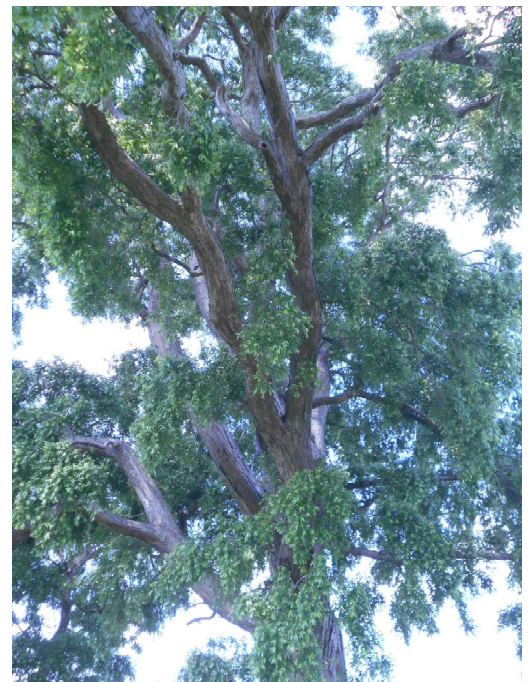
江別市指定樹木選定について

樹 種	シロヤナギ	場 所	アースドリーム角山農場（角山 589 番地）
直 径	154cm（胸高周 482cm）	樹 高	22m（推定樹齢 70 年程度）
所 有 者	株式会社トンデンファーム		
選 定 理 由	市内有数の巨木であり、壮大な樹容は、市の豊かな自然と歴史を今に伝える貴重な財産として、永く後世に継承できる。		

位置図



現況写真(令和 8 年 6 月 1 1 日時点)



江別市指定樹木選定事業実施要領

第 1 趣 旨

緑豊かな街づくりと、緑を大切にする市民意識の一層の高揚を図るため、市民参加による「江別市指定樹木（以下「指定樹木」という。）を選定する。

なお、指定樹木として 10 年を経過した後、江別市緑化推進条例（第 6 条）に該当する場合は、別途「江別市保存樹木」として指定する。

第 2 選定要領

- 1 対象とする樹木は、別に定める「指定樹木選定基準」による。
- 2 指定樹木は、選定基準に基づいて、江別市緑化推進審議会の意見を聞いて選定する。
- 3 指定樹木は、選定基準の樹種区分により分けて行う。
- 4 指定樹木に選定した場合は、認定証（表示板ふくむ。）を交付するとともに、そのことを市民に周知する。

第 3 「指定樹木」選定基準

1 樹 種

- (1) 広葉・高木・・・・・・・・概ね、胸高直径が 70 cm 以上、または樹高が 10 m 以上のものを原則とするが弾力的な基準とする。
- (2) 針葉・高木・・・・・・・・同 上
- (3) 希 少 木・・・・・・・・樹種を問わない。

①市内で珍しいもの ②樹形が特殊なもの
 ③由緒、由来のあるもの等
- (4) 市の木ナナカマド・・・・・・・・樹容の優れているもので、種類を問わない。

2 条 件

- (1) 各樹木とも、単独（独立）木であり、露地植栽であること。
- (2) 高木で現在地以外から移植した場合は、定植後 50 年以上経過していること。
- (3) 希少木は、現在地で 10 年以上経過していること。
- (4) 道立自然公園内の樹木でないこと。

3 指定期間

10 年間とする。但し、期間内の解除については、理由を記して届出するものとする。

4 指定区分

公共土地内の「公共樹木」と、市民・企業等の土地内の「一般樹木」に区分して指定する。

第 4 削除

第 5 削除

第 6 その他

- 1 指定後は、良好な管理を条件に管理謝礼を指定樹木 1 本につき 2,500 円を年額として支払う。
- 2 指定期間内に解除した場合、所有者に変更があった場合、何らかの理由で、樹高・樹形に著しい変化が生じた場合は、所有者からの連絡に基づき指定の解除、指定内容の変更などを検討する。

江別市保存樹木指定 一覧表

調査年月日 令和 8 年 6 月 9 日

調査者 緑化専門員 喜多 啓能

NO.	樹木名	所有者	所在地	調査 年月日	樹高 (m)	直径 (cm)	クローネ 幅(m)	推定樹齢 (年)	選定理由
指定No. 138 資料 9	ミズナラ	学校法人 電子開発学園	北海道情報大学 (西野幌59番地2)	指定年月日：平成28年1月15日					開発後も保存林として保存されていた、野幌原始林から続く自然林内の天然木で、地域の開拓を見守ってきた。
				R8. 6. 9	21	61	9 * 11	141	
指定No. 139 資料 1 0	ミズキ	学校法人 電子開発学園	北海道情報大学 (西野幌59番地2)	指定年月日：平成28年1月15日					開発後も保存林として保存されていた、野幌原始林から続く自然林内の天然木で、このサイズのミズキは珍しい。
				R8. 6. 9	21	44	9 * 3	61	
指定No. 140 資料 1 1	メタセコイア	学校法人 浅井学園	北翔大学 (文京台23番地3)	指定年月日：平成28年1月15日					入植当時、農場の防風林として植栽された一群の樹木である。
				R8. 6. 9	21	93	11 * 12	76	

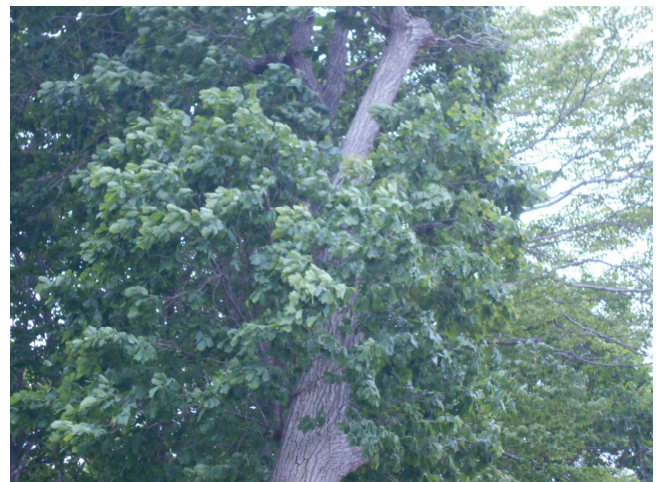
江別市保存樹木指定について

樹木番号	138	樹種	ミズナラ
場所	北海道情報大学（西野幌 59 番地 2）		
直径	61cm（胸高周 192cm）	樹高	21m（推定樹齢 141 年程度）
所有者	学校法人電子開発学園		
指定理由	開発後も保存林として保全されていた、野幌原始林から続く自然林内の天然木で、地域の開拓を見守ってきた。		

位置図



現況写真（令和8年6月9日時点）



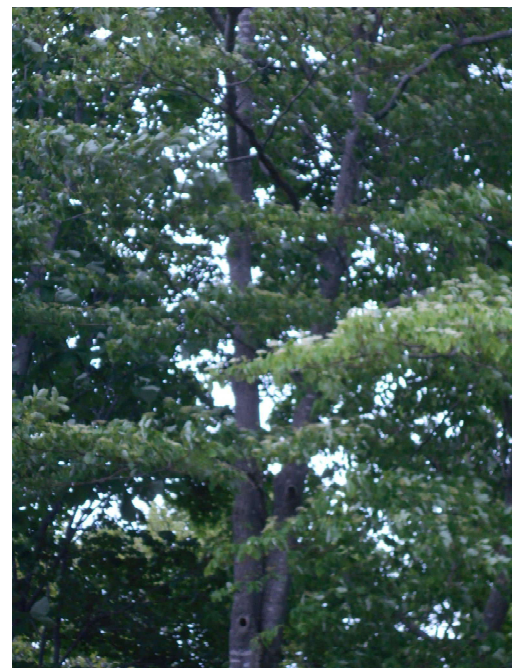
江別市保存樹木指定について

樹 木 番 号	139	樹 種	ミズキ
場 所	北海道情報大学（西野幌 59 番地 2）		
直 径	44cm（胸高周 140cm）	樹 高	21m（推定樹齢 61 年程度）
所 有 者	学校法人電子開発学園		
指 定 理 由	開発後も保存林として保全されていた、野幌原始林から続く自然林内の天然木で、このサイズのミズキは珍しい。		

位置図



現況写真（令和 8 年 6 月 9 日時点）



江別市保存樹木指定について

樹 木 番 号	140	樹 種	メタセコイア
場 所	北翔大学（文京台 23 番地 3）		
直 径	93cm（胸高周 295cm）	樹 高	21m（推定樹齢 76 年程度）
所 有 者	学校法人浅井学園		
指 定 理 由	入植当時、農場の防風林として植栽された一群の樹木である。		

位置図



現況写真（令和 8 年 6 月 9 日時点）



関係法令

○江別市緑化推進条例 (昭和 59 年 3 月 31 日条例第 12 号)

(保存樹木等の指定)

第 6 条 市長は、緑豊かな環境の確保及び美観風致を維持するため、別に定める基準の樹木又は樹林を、その所有者又は権利者 (以下「所有者等」という。) の同意を得て保存樹木又は保存樹林 (以下「保存樹木等」という。) として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により保存樹木等の指定をしたときは、当該保存樹木等の所有者等に通知しなければならない。

3 第 1 項の規定は、他の法令等に定める保存樹木等については適用しない。

○江別市緑化推進条例施行規則 (昭和 59 年 3 月 31 日規則第 18 号)

(保存樹木等の指定基準)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項に規定する基準は、次のとおりとする。

(1) 保存樹木については、次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容がすぐれているもの

ア 樹木の胸高直径が 70 センチメートル以上のもの

イ 樹高が 10 メートル以上のもの

ウ 低木にあつては高さが 2.5 メートル以上で、かつ、樹冠の直径が 3.5 メートル以上のもの

エ ツル性の植物にあつては、緑被面積が 30 平方メートル以上のもの

(2) 保存樹林については、その集団に属する樹木が健全で、かつ、集団の樹容がすぐれているもので、樹林の規模がおおむね 2,000 平方メートル以上であるもの

(3) その他市長が必要と認めたもの